

地籍調査のお知らせ!!



令和2年度は、下記の対象地区で地籍調査を行います。
地籍調査に従事する業者は、腕章を着用し、身分証明書も携帯しておりますので、ご理解、ご協力ください。

1. 地籍調査結果の閲覧【測量結果等を確認】

- (1) 対象地区 奥河内字井ノ上
- (2) 閲覧期間 令和2年9月上旬～9月下旬(予定)

土地所有者の皆様には、個別に案内通知を送付しています。
地籍調査結果をご確認ください。



※万が一、
調査の結果に誤り等があった場合には、
申し出ることができ、
必要に応じて修正が行われます。

ここで確認された地籍調査の結果が、
最終的な地籍調査の成果となります。

2. 現地調査の立会【土地の境界を現地で確認】

- (1) 対象地区 木岐字西町、東町、カタ、本村、喜多地
- (2) 作業期間 令和2年10月上旬～令和3年2月下旬(予定)

土地所有者の皆様には、個別に案内通知を送付いたします。



※公図などの資料をもとに
隣接する土地所有者と立会していただき、

両者合意の上で
確認した境界に杭を設置します。

現地調査の立会前に
道路等の事前調査のため
役場職員、測量業者が
皆様方の土地に
立入る場合があります。
ご了承ください。

地籍調査は、^{ひっかい}筆界を確認する調査です。

筆界と所有権界(占有界)について

土地の境界は、大きく分けて、筆界と所有権界(占有界)の2種類に分類されます。

筆界は、公法上の境界であり、所有権界(占有界)は、私法上の境界です。

筆界は、法律(不動産登記法)に基づく公的な境界です。

所有権界(占有界)は、土地の所有権(占有)の範囲を画する私的な境界です。

— 地籍調査! (あなたの土地を再確認) 子や孫に^く悔いを残さず^{くい}杭残そう! —

皆様のご理解とご協力をお願いします。 役場建設課 地籍調査担当 ☎77-3618

